平成２８年（フ）第７０１号
横浜市鶴見区矢向５丁目７番３号
破産者　安部　克明
1　決定年月日　平成29年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第７０２号
川崎市中原区宮内１丁目14番６号　サニーレヂデンス　Ｂ202
破産者　加藤ゆき子（旧姓坪井）
1　決定年月日　平成29年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第１６号
川崎市中原区上丸子山王町１丁目1390番地　白井ビル　407
破産者　南野さつき
1　決定年月日　平成29年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第２２９号
福井県鯖江市神中町３丁目７番15号　ファーストレジデンス鯖江．１―110、旧住所福井市照手４丁目12番16号　加藤央コーポ南館301
破産者　笹部　幸子（旧姓岩本）
1　決定年月日　平成29年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２７４号
福井市門前２丁目615番地２、住民票上の住所福井市福２丁目411番地
破産者　山口　哲生
1　決定年月日　平成29年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２７５号
福井県あわら市温泉５丁目1603番地　山室マンション　101号
破産者　徳丸　好治
1　決定年月日　平成29年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２７９号
福井市松本３丁目26番14号
破産者　宮原　喜久
1　決定年月日　平成29年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第５４号
長野県佐久市岩村田362番地５
破産者　櫻井　奈美
1　決定年月日　平成29年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２８年（フ）第７１４号
神戸市垂水区青山台５丁目５－８　東垂水住宅８号棟508号室、開始決定時の住所神戸市垂水区福田３丁目１番13―102号
破産者　松田　眞一
1　決定年月日　平成29年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２３９号
奈良市神殿町455番地の７
破産者　木田　千里
1　決定年月日　平成29年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第３号
滋賀県大津市美空町２番15―303号
破産者　山岡　清市
1　決定年月日　平成29年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第５５３号
広島市南区皆実町５丁目５番７―101号
破産者　岸田　修明
1　決定年月日　平成29年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６６９号
広島市安佐南区祇園５丁目27番12―102号
破産者　山下みどり
1　決定年月日　平成29年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４８５号
熊本市東区健軍３丁目12番７―305号　コーポ田上、前住所熊本市南区城南町宮地526番地45
破産者　坂本　和博
1　決定年月日　平成29年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第３８１号
大分市南春日町11番15号（サニーパレス春日305）
破産者　岡元　克已
1　決定年月日　平成29年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第３９７号
宮崎県児湯郡木城町大字高城1311番地　高城住宅10―２号
破産者　黒木　孝行
1　決定年月日　平成29年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第３９８号
宮崎県児湯郡木城町大字高城1311番地　高城住宅10―２号
破産者　黒木美智子
1　決定年月日　平成29年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第３５１号
鹿児島県鹿児島市南栄５丁目10番地３　ルミエールハイツ南栄203号、開始決定時の住所鹿児島県鹿児島市喜入町7302番地７
破産者　濵田　早希
1　決定年月日　平成29年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第４１０号
鹿児島県鹿児島市西田１丁目６番地19　リバーテラス中央501号
破産者　中村磨由子
1　決定年月日　平成29年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係